千葉市市内企業等緊急特別支援制度要綱

目次

第１章　総則　　　　　　　　　　　（第　１条－第　２条）

第２章　緊急特別支援資金融資制度　（第　３条－第２１条）

第３章　緊急特別支援金　　　　　　（第２２条－第２８条）

第４章　その他　　　　　　　　　　（第２９条）

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、国が創設した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の趣旨に基づき、市内の中堅・中小事業者に対して、原油や穀物等をはじめとした、多くの原材料の急激な物価高騰に対応するための必要な事業資金の供給を図るとともに、収益の急激な悪化を緩和するための支援金を交付し、もって市内事業者の経営基盤の確立と市内経済を活性化することを目的として、千葉市（以下「市」という。）が実施する千葉市市内企業等緊急特別支援資金融資制度（以下「緊急特別支援資金融資制度」という。）及び千葉市市内企業等緊急特別資金融資支援金（以下「緊急特別支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

る。

（１）企業 　　　 会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１号に規定する会社をいう。

（２）中小企業者　中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第１項第１号、第２号、第５号又は第６号に規定する者をいう。

（３）立地企業 　次のいずれかの場合に当てはまる企業をいう。

ア　千葉市所有型企業立地促進事業補助金交付要綱（以下「所有型立地補助金要綱」という。）、又は同要綱の附則に規定する経過措置の適用により補助金の交付対象となった企業。ただし、同要綱第８条第６項の規定により事業計画の認定を受けた企業であって、同条第１項各号に規定する要件を満たしていない場合はこの限りでない。

イ　千葉市賃借型企業立地促進事業補助金交付要綱（以下「賃借型立地補助金要綱」という。）、又は同要綱の附則に規定する経過措置の適用により補助金の交付対象となった企業。

　 ウ 千葉市累積投資型企業立地促進事業補助金交付要綱（以下「累積投資型立地補助金要綱」という。）、又は同要綱の附則に規定する経過措置の適用により補助金の交付対象となった企業。ただし、同要綱第６条第６項の規定により、事業計画の認定を受けた企業であって、同条第１項各号に規定する要件を満たしていない場合はこの限りでない。

　　エ 千葉市農業法人立地促進事業補助金交付要綱（以下「農業法人立地補助金要綱」という。）の適用により補助金の交付対象となった企業。ただし、同要綱第８条第３項の規定により、事業計画の認定を受けた企業であって、同条第１項各号に規定する要件を満たしていない場合はこの限りでない。

（４）取扱金融機関 　　市とこの要綱に基づく融資の取扱いに関する覚書を締結した金融機関をいう。

（５）本社　　　　本社登記及び総務、経理、企画、研究開発、情報システム、その他事業の統括を行う部門の一部又は全部があり、代表取締役（個人事業主にあっては本人）が常駐する施設（工場、研究開発施設、事務所、流通加工施設、店舗等）をいう。個人事業主にあっては、本社登記についてはこの限りではない。

第２章　緊急特別支援資金融資制度

　（目的）

第３条　緊急特別支援資金融資制度は、原材料等の物価高騰に対応する、市内中堅・中小

事業者への必要な事業資金の供給を図り、もって、市内事業者の経営基盤の確立に資することを目的とする。

（預託金）

第４条　市は、融資資金の融資源として、一定金額（以下「預託金」という。）を取扱金融機関に預託するものとする。

（融資総額）

第５条　取扱金融機関が企業に融資する額の総額は、前条に規定する預託金に取扱金融機関の自己資金を加えた額とする。

２　前項に規定する取扱金融機関の自己資金の額は、市長が取扱金融機関と協議して定めるものとする。

３　取扱金融機関は、第１項にて定めた総額の範囲内で融資を実行するものとする。総額を超えた融資については、緊急特別支援資金融資制度の対象外とする。

（預託期間及び預託利率）

第６条　取扱金融機関に対する預託金の預託期間及び預託利率は、市長が取扱金融機関と協議して定めるものとする。

（融資対象者）

第７条　緊急特別支援資金融資制度による融資（以下「特別支援資金融資」という。）を受けることができる者は、次のいずれかの場合に当てはまる者とする。

（１）千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の債務保証の対象となる事業（以

下「保証対象事業」という。）を１年以上営んでいる、資本金１０億円以下の市内に本

社を有する企業及び中小企業者

（２）資本金１０億円以下の立地企業

２　次の各号のいずれかに該当する者は、特別支援資金融資を受けることができない。

（１）金融機関の取引停止処分を受けている者

（２）保証協会が行った代位弁済に係る求償債務の履行を終えていない者

（３）市税を滞納している者

（４）法令の規定により許可、認可等（以下「許認可等」という。）を要する事業において、当該許認可等を受けていない者

（５）前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

（対象経費）

第８条　特別支援資金融資の対象経費は、事業経営上必要な運転資金及び設備資金とする。

２　前項の設備資金は、市内に設置、登録等をする設備（土地にあっては、専ら事業の用に供するものに限る。）のみを対象経費とする。

３　次に掲げる使途は、対象経費としない。

（１）旧債の振替のための資金

（２）住宅資金

（３）生活資金

（４）投機的資金

（５）出資金及び株式払込金並びにこれらに類する資金

（６）しゃし、遊興又は娯楽に関する資金

（７）専ら賃貸の用に供するための不動産購入資金

（８）前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるもの

（融資利率）

第９条　融資資金の利率は原則として固定金利とし、その水準については市長と取扱金融機関が協議して定めることとする。

（融資条件等）

第１０条　特別支援資金融資の融資条件等は次のとおりとする。

（１）融資金額　１事業者につき５，０００万円以内

（２）融資期間　運転資金　　７年以内（据置き無し）

設備資金　１０年以内（１２月以内の据置を含む）

ただし、運転資金、設備資金いずれの場合にあっても、３年以上とする。

（３）保 証 人　取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる

（４）担　　保　取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる

（融資申込の募集）

第１１条　市長は、必要に応じて特別支援資金融資の募集を行うものとする。

２　前項の募集に対し、申込者より融資の申し出があったときは、取扱金融機関は次条に規定する申込に係る手続等を実施することとする。

３　第１項の募集を行わない期間における申込は、すべて無効とする。

（申込の手続等）

第１２条　申込者は、千葉市市内企業等緊急特別支援資金融資制度融資申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）及び誓約書（様式第２号）に必要な書類を添えて、取扱金融機関に提出しなければならない。

２　取扱金融機関は、申込書を受理したときは、申込者の営業状態、信用等の調査に基づき審査を行い、千葉市市内企業等緊急特別支援資金融資制度融資明細書（様式第３号。以下「資金明細書」という。）に申込書及び申込みに必要な書類を添えて、市長の指示に基づき取扱金融機関にて取りまとめた上で、市に送付するものとする。

３　取扱金融機関は、第５条に規定する融資総額の管理を適切に実施することとする。

（市の審査）

第１３条　市長は、前条第２項の規定により送付された書類等により、申込者について所定の審査を行うものとする。

（融資の実行）

第１４条　取扱金融機関は、第１２条第２項の規定による審査により、融資することが適当と認められたときには、第１１条に規定する募集内容に基づき、取扱金融機関において融資を実行するものとする。

（融資の実行の報告）

第１５条　取扱金融機関は、融資を実行したときは、市長の指示に基づき、資金明細書に必要事項を記載の上、当該融資の完済までの返済予定表を添付し、市長に報告しなければならない。

（融資の取下の報告）

第１６条　取扱金融機関は、融資の申込受付を行い、融資を実行しないこととなった場合は、市長の指示に基づき、適切に報告しなければならない。

（償還方法）

第１７条　特別支援資金融資（当該融資に係る利子を含む。）の償還は、原則として元金均等払によるものとする。

（借換えの禁止）

第１８条　他の借入金を特別支援資金融資に借換えることは出来ない。

（融資条件の変更等）

第１９条　取扱金融機関は、借受者の特別支援資金融資について、特別の事情により融資期間、融資利率、連帯保証人、担保等（以下「融資期間等」という。）を変更することが必要と認められるときは、当該融資期間等を変更することができる。この場合において、当該融資が保証協会の保証を付したものであるときは、当該保証協会の承諾を得るものとする。

２　取扱金融機関は、前項の規定により融資期間等を変更した場合は、融資条件変更報告書（様式第４号）に必要な書類を添えて、その旨を市長に報告しなければならない。借受者

の名称、代表者、所在地等に変更があった場合も同様とする。

３　前項の規定に関わらず、第１項による融資期間等の変更のうち、第２８条第１項第１号に該当する場合は、当該融資期間等を変更する前に融資条件変更（事前）報告書（様式第４号）により、その旨を報告しなければならない。取扱金融機関は、市長からの指示に基づき、速やかに同条第２項の規定に基づき、支援金の返還に係る手続きを行うものとする。

（申込受理の取消し及び繰上償還）

第２０条　市長は、特別支援資金融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、融資資金の受理を取り消すことができる。この場合において借受者は全ての緊急特別支援金を返還し、また必要があると認めたときは、繰上償還する旨を金融機関に指示するものとする。

（１）申込書及びその添付書類に不実の記載をした場合

（２）融資資金をこの要綱に定める使途以外に使用した場合

（３）この要綱の規定に反する取扱いをした場合

（４）前３号に掲げる場合のほか、市長が特別支援資金融資の対象として不適当と判断した場合

（取扱金融機関の責務）

第２１条　取扱金融機関は、特別支援資金融資の取扱いについては他の一般業務との区別を明確にし、市長が調査又は報告を求めたときは速やかに応じるものとする。

２　取扱金融機関は、緊急特別支援資金融資制度の取扱いに関し、当該金融機関を代表する店舗として「とりまとめ部店」を定め、事務担当届出書（様式第５号）を市長へ提出することとし、年度当初及び届出内容等に変更が生じた場合は、速やかに、変更後の内容を記載した事務担当届出書を提出するものとする。

（期中管理）

第２２条　市は、必要に応じて借受者に対し、資金使途及び返済状況について調査を行うことができるものとする。

２　取扱金融機関は、前項に規定する調査に協力するものとする。

３　借受者の返済が滞った場合には、取扱金融機関において適切な管理を行うものとする。

第３章　緊急特別支援金

　（目的）

第２３条　緊急特別支援金は、緊急特別支援資金融資制度を利用した市内中堅・中小事業者に対し、原油価格・各種物価の急激な高騰等に伴う業績の急速な悪化を緩和し、新たな価格体系への適応の円滑を推進するため、予算の範囲内で支援金の支給を行い、もって、市内事業者の経営基盤の確立を図ることを目的とする。

（緊急特別支援金の交付）

第２４条　市長は、借受者に対し予算の範囲内で緊急特別支援金の支給をすることができる。ただし、借受者が次に掲げる事由に該当する場合はこの限りでない。

（１）廃業した場合

（２）金融機関の取引停止処分を受けた場合

（３）当該債務の保証をした保証協会が取扱金融機関から代位弁済の請求をされた場合

（４）借受者の返済が滞っている場合

（５）融資実行日より緊急特別支援金の交付申請時までの間において、一部若しくは全額の繰上償還を行った場合、又は返済額の増額若しくは融資期間の短縮など、借受者の支払利息が当初の融資条件と比して減額となる融資条件の変更を行った場合

（６）所有型立地補助金要綱第３５条の規定に該当する事象が発生した場合。ただし、同条第２号の規定に該当する場合であって、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

（７）賃借型立地補助金要綱第３６条の規定に該当する事象が発生した場合。ただし、同条第２号の規定に該当する場合であって、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

（８）累積投資型立地補助金要綱第２７条の規定に該当する事象が発生した場合。ただし、同条第２号の規定に該当する場合であって、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

（９）農業法人立地補助金要綱第３２条の規定に該当する事象が発生した場合。ただし、同条第２号の規定に該当する場合であって、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

２　前項各号に該当する事象が発生した場合、取扱金融機関は速やかに市へ事故連絡書（兼緊急特別支援金支払停止報告書）（様式第６号）に必要な書類を添えて提出しなければならない。

（緊急特別支援金の申請）

第２５条　緊急特別支援金は、取扱金融機関の実行した特別支援資金融資に係る融資実行額に３．６パーセントを乗じた額とし、小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てとする。

２　申込者は、緊急特別支援金の請求及び受領の権限を取扱金融機関に委任する旨を記載した融資申込書（様式第１号）を、当該取扱金融機関を経由して市に提出するものとする。

３　取扱金融機関は、緊急特別支援金の交付について、市長からの指示に基づき、千葉市市内企業等緊急特別資金融資支援金交付申請書及び実績報告書（様式第７号）に千葉市市内企業等緊急特別支援資金融資制度融資明細書（様式第３号）を添付して、市に提出するものとする。

（緊急特別支援金の決定及び支払）

第２６条　市は前条第３項に規定する請求手続に基づいた請求金額を受け付けた場合は、その内容について審査し、内容が適正であると認めたときは、緊急特別支援金の交付を決定し、その額を確定した後に千葉市市内企業等緊急特別資金融資支援金交付決定通知書兼支援金額確定通知書（様式第８号）を取扱金融機関に送付するものとする。

２　取扱金融機関は、緊急特別支援金の請求をするときは、市指定の請求書に緊急特別支援金明細書（様式第３号）を添付して、市に提出するものとする。この際請求書に振込口座番号を明記するものとする。

３　市は、前項に規定する請求手続きに基づいた請求金額を取扱金融機関に対し支払う。

４　取扱金融機関は、前項に基づく緊急特別支援金の受領後、速やかに借受者各自の口座に入金する。

（緊急特別支援金の調査）

第２７条　市は、必要に応じて、前条に規定する緊急特別支援金の取扱事務について、当該取扱金融機関に対し調査又は説明を求めることができ、取扱金融機関は市が行う調査又は説明に協力することとする。

（緊急特別支援金の返還）

第２８条　借受者は次に掲げる事由が生じた場合、緊急特別支援金を全額返還するものとする。

（１）融資実行日より３年に満たない期間内に一部若しくは全額の繰上償還を行う場合、又は返済額の増額、融資期間の短縮若しくは融資利率の引下げなど、特別支援融資における借受者の支払利息金総額が当初融資条件と比して減額となる融資条件の変更を行う場合

（２）所有型立地補助金要綱第３５条、賃借型立地補助金要綱第３６条、累積投資型立地補

助金要綱第２７条又は農業法人立地補助金要綱第３２条の規定に該当する事象が発生

した場合。ただし、前段に示す各要綱同条の第２号の規定に該当する場合であって、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

1. その他、市長が緊急特別支援金の返還をすることが必要であると認めた場合。

２　取扱金融機関は、緊急特別支援金を返還する事由が発生した場合、市に対して速やかに連絡をした上で、緊急特別支援金返還申出書（様式第９号）により市に対し通知するものとし、その後市より送付される納付書にて、借受者の代理として市に対し返還金を納付するものとする。

３　市は、第１項第３号の規定を適用する場合にあっては、当初交付した緊急特別支援金の範囲内において、合理的な事由により算出した返還額とすることが出来る。

（延滞金）

第２９条　借受者は、緊急特別支援金の返還を命ぜられ、これを市が指定した期限までに納付しなかったときは延滞金を市に納付しなければならない。

　　また、納付にかかる事務は、取扱金融機関が代理して取り扱うこととする。

２　前項の延滞金の額の計算及び減額又は免除については、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和３９年千葉市条例第３４号）の規定の例による。

第４章　その他

（委任）

第３０条　この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年６月３０日から施行する。